

提出議案の概要

【企画部】

【議案名】

乙第 12 号議案 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

沖縄ライフサイエンス研究センターの附属設備の一部を処分したことに伴い、附属設備の利用料金の基準額を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例別表（第 14 条関係）において、附属設備等の利用料金の基準額を規定している。
- 2 附属設備等の一部について、耐用年数を経過していること、故障のため使用できる状態ではないことの理由により処分したことに伴い、別表（第 14 条関係）附属設備利用料金基準額及び機械器具利用料金表を改める。
- 3 条例施行日 ： 公布の日から

【説明】



条例別表（第 14 条関係）簡易版

2 附属設備利用料金

種別	単位	基準額
附属設備	1 式 1 時間	<u>2,130円</u> 以内で知事が定める額

3 機械器具利用料金

種別	単位	基準額
機械器具	1 式 1 時間	2,050円以内で知事が定める額
<u>大型プリンター</u>	<u>1 枚</u>	<u>2,660円</u> 以内で知事が定める額



2 附属設備利用料金

種別	単位	基準額
附属設備	1 式 1 時間	<u>370円</u> 以内で知事が定める額

3 機械器具利用料金

種別	単位	基準額
機械器具	1 式 1 時間	2,050円以内で知事が定める額
<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>

規則別表

(参考)

附属設備利用料金

品名	基準額
<u>テレビ会議システム</u>	<u>2,130 円</u>
プロジェクター(大)	370 円
プロジェクター(小)	190 円



附属設備利用料金

品名	基準額
<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>
プロジェクター(大)	370 円
プロジェクター(小)	190 円

提出議案の概要

【生活福祉部】

【議案名】

乙第 13 号議案 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

救護施設、厚生施設、授産施設及び宿所提供施設の設置及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、救護施設の職員の配置の基準を改める等の必要がある。

【議案の概要】

1 次に掲げる条例について、厚生労働省関係省令の一部が改正されたことに伴い規定を整理する。

- (1) 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (7) 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (8) 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (9) 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (10) 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (11) 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (12) 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (13) 沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (14) 沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 条例の施行日：令和 7 年 4 月 1 日

【説明】

基準省令改正に伴い 14 件の条例を一括改正



(主な改正概要)

「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

提出議案の概要

【生活福祉部】

【議案名】

乙第14号議案 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

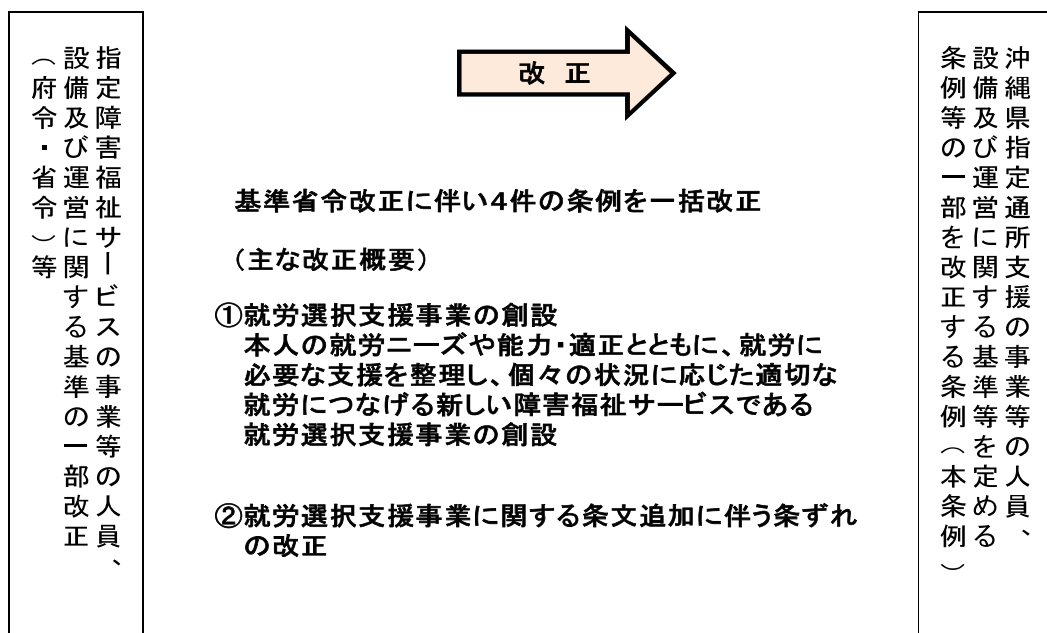
【議案提出の理由】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、就労選択支援の人員、設備及び運営に関する基準を定める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の関係省令の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる関係条例について所要の規定を改める。
 - (1) 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
 - (2) 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
 - (3) 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
 - (4) 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

【説明】



提出議案の概要

【こども未来部】

【議案名】

乙第 15 号議案 沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

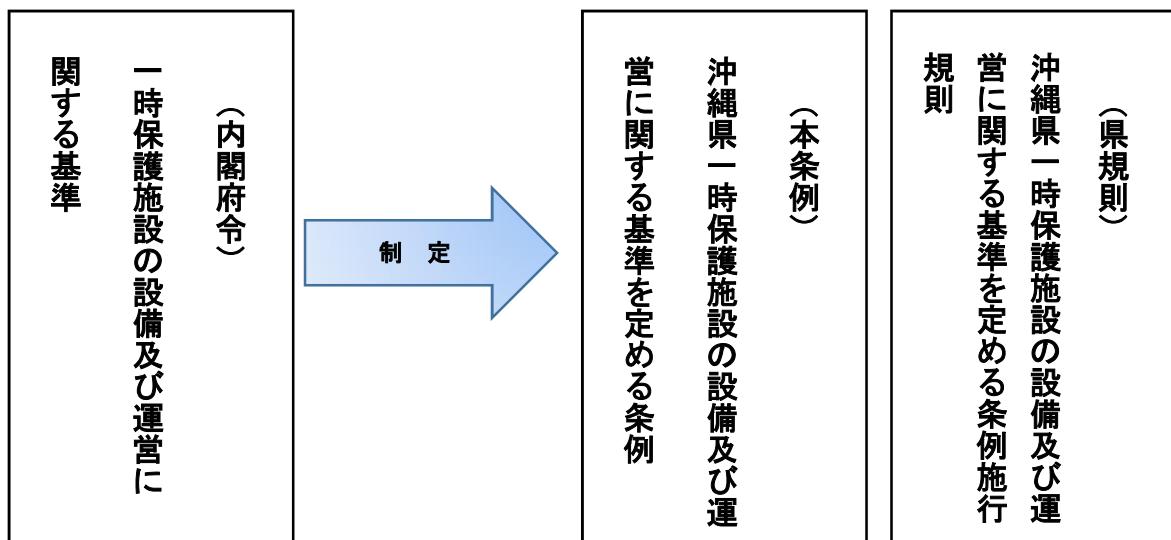
【議案提出の理由】

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める必要がある。

【議案の概要】

- 1 条例の趣旨
児童福祉法第 12 条の 4 第 2 項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める。
- 2 最低基準の目的
入所児童が心身ともに健やかに、安全な生活を送ることを保障する。
- 3 用語の定義
児童福祉法において使用する用語に準ずる。
- 4 一時保護施設の設備及び運営の基準
児童の権利擁護、児童の健康状態の把握、設備、職員配置、衛生管理等について基準を定める。
- 5 規則への委任
設備、職員配置に係る規定のうち、必要な事項については、他の条例に倣い規則で定める。
- 6 施行日
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 経過措置
施行に当たって必要な経過措置を設ける。

【説明】



提出議案の概要

【保健医療介護部】

【議案名】

乙第16号議案 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

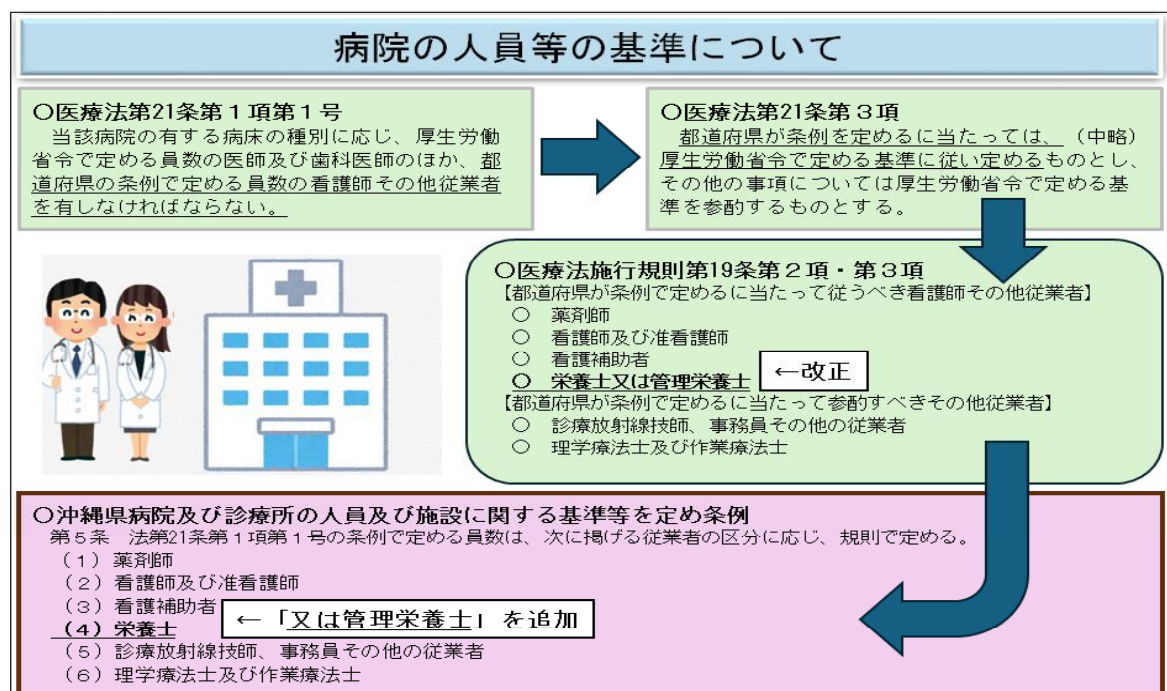
医療法施行規則の一部が改正されたことに伴い、病院の人員の基準を改める等の
必要がある。

【議案の概要】

- 1 病院の人員の基準について、従業者の区分に管理栄養士を加える。（第5条
関係）
- 2 その他所要の改正を行う。（第6条関係）
- 3 条例の施行期日：公布の日から施行

【説明】

- 1 医療法に基づき、病院は都道府県の条例で定める員数の看護師その他従業者
を有しなければならないとされている。
- 2 都道府県が条例を定めるに当たっては厚生労働省令で定める基準に従って定
めることとされている。
- 3 今回の改正は、都道府県が条例を定めるに当たって従うこととされている医
療法施行規則の一部が改正され、病床数100以上の病院にあっては1名配置す
ることとされている栄養士について、栄養士又は管理栄養士とする改正がなさ
れたことから、条例の改正を行うものである。



提出議案の概要

【文化観光スポーツ部】

【議案名】

乙第 17 号議案 沖縄県文化芸術振興基金条例

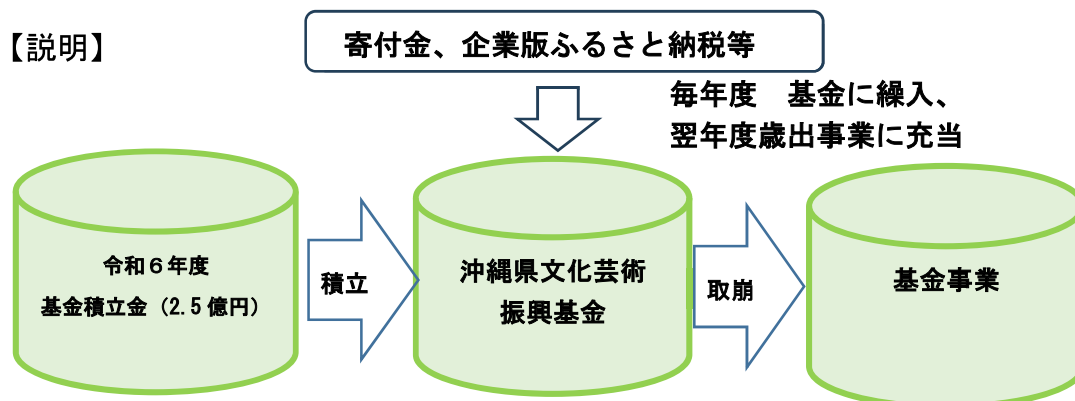
【議案提出の理由】

文化芸術の振興を図ることを目的として、沖縄県文化芸術振興基金を設置し、その管理及び処分に關し必要な事項を定める必要がある。

【議案の概要】

- 文化芸術の振興を図ることを目的として、県が行う事業の財源に充てるため、基金を設置する。
(使途の 5 つの柱)
 - 伝統的な文化の継承及び発展を図るための事業
 - 文化芸術に係る人材の養成等のための事業
 - 文化芸術活動の充実を図るための事業
 - 文化芸術の活用を図るための事業
 - その他文化芸術の振興を図るための事業
- この条例は、公布の日から施行する。

【説明】



基金事業の使途の考え方

- 継続的な事業への活用
- 社会のニーズに対応した事業への活用
- 既存事業では充分に対応できない事業への活用

使途の 5 つの柱

- 伝統的な文化の継承及び発展を図るための事業
- 文化芸術に係る人材の養成等のための事業
- 文化芸術活動の充実を図るための事業
- 文化芸術の活用を図るための事業
- その他文化芸術の振興を図るための事業

提出議案の概要

【文化観光スポーツ部】

【議案名】

乙第 18 号議案 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

沖縄空手会館の利用料金基準額の適正化を図る等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 光熱水費や物価高騰の影響に対応するため、利用料金改正の必要がある。
- 2 現行の料金は、条例第 15 条第 2 項に定める利用料の範囲の上限額となっており、条例別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 に定める基準額の改正が必要である。
- 3 施行日：令和 7 年 10 月 1 日（周知期間を要するため）

【説明】

基準額を現行の 150%に引き上げる。以下、基準額改正の例。

別表第 1（第16条関係）

1 施設利用料金
[1] 道場施設

	基準額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
児童・生徒	<u>11,370円</u>	<u>11,370円</u>	<u>22,740円</u>	<u>3,120円</u>
一般・学生	<u>13,860円</u>	<u>13,860円</u>	<u>27,750円</u>	<u>3,810円</u>
高齢者	<u>11,370円</u>	<u>11,370円</u>	<u>22,740円</u>	<u>3,120円</u>

別表第 1（第16条関係）

1 施設利用料金
[1] 道場施設

	基準額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
児童・生徒	<u>7,580円</u>	<u>7,580円</u>	<u>15,160円</u>	<u>2,080円</u>
一般・学生	<u>9,240円</u>	<u>9,240円</u>	<u>18,500円</u>	<u>2,540円</u>
高齢者	<u>7,580円</u>	<u>7,580円</u>	<u>15,160円</u>	<u>2,080円</u>

別表第 2（第16条関係）

区分	基準額（1日につき）
業として写真を撮影する場合	<u>640円</u>
業として映画を撮影する場合	<u>14,880円</u>

別表第 2（第16条関係）

区分	基準額（1日につき）
業として写真を撮影する場合	<u>430円</u>
業として映画を撮影する場合	<u>9,920円</u>

別表第 3（第22条関係）

区分	基準額（1人につき）	
	個人の場合	団体の場合
小学生及び中学生	<u>150円</u>	<u>120円</u>
高校生及び大学生	<u>310円</u>	<u>250円</u>
一般	<u>460円</u>	<u>370円</u>

別表第 3（第22条関係）

区分	基準額（1人につき）	
	個人の場合	団体の場合
小学生及び中学生	<u>100円</u>	<u>80円</u>
高校生及び大学生	<u>210円</u>	<u>170円</u>
一般	<u>310円</u>	<u>250円</u>

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 19 号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの使用料の額の適正化を図る等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 宜野湾港マリーナにおいてマリーナ附帯施設使用料の徴収根拠を定めるほか、宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの使用料の額を改定する。
- 2 この条例は令和 7 年 5 月 1 日と令和 8 年 5 月 1 日にそれぞれ施行する。
- 3 施行に関して必要な経過措置を設ける。

【説明】

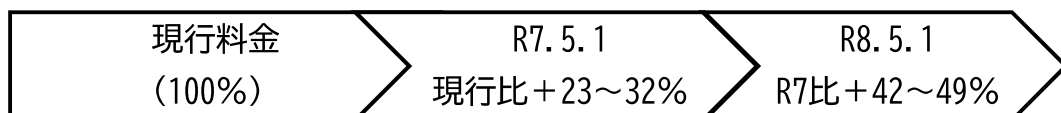
- 1 宜野湾港マリーナにおいては平成13年、与那原マリーナにおいては平成28年以來、消費税率の改定に伴うものを除いて使用料が改定されていない。
- 2 今後のマリーナの管理運営、施設整備時の起債の償還、今後の設備の更新等を円滑に行うためには、使用料を改正し、特別会計の経営を安定化する必要がある。
- 3 そのため、両マリーナの使用料を改定し、宜野湾港マリーナについてはおおむね現行の180%、与那原マリーナについてはおおむね現行の160%の水準とする。
- 4 そのほか、宜野湾港マリーナでは給電施設、給水施設及び給油施設の利用に当たり利用時間又は給油量に応じた使用料を徴収しているが、これを与那原マリーナと同じく浮棧橋等使用料の10%を附帯施設使用料として徴収する等の改正を行う。
- 5 激変緩和のため、令和 7 年 5 月 1 日と令和 8 年 5 月 1 日の 2 回、利用料の改定を行う。

《使用料の見直しスケジュールのイメージ》

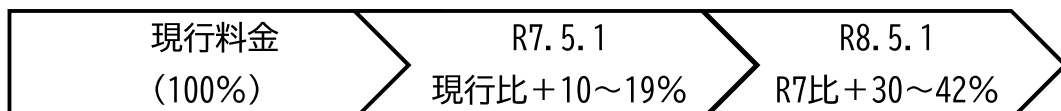
※ 2 回分の改定について、今回の条例で定める。

※ 変更後の両マリーナの使用料はほぼ同水準になる予定

【宜野湾港マリーナ】 ※艇の陸置・海上係留使用料の場合



【与那原マリーナ】 ※艇の陸置・海上係留使用料の場合



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 20 号議案 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

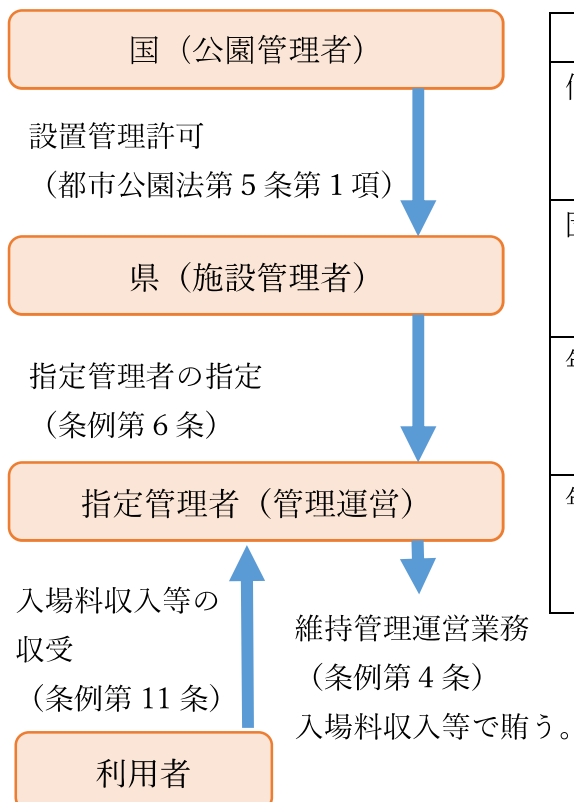
沖縄県国営沖縄記念公園内施設のうち首里城地区内施設の入場料について、限度額の適正化を図る必要がある。

【議案の概要】

- 1 入場料の限度額を改める。
- 2 首里城地区内施設の年間料金について、県内在住者の限度額を定める。
- 3 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

【説明】

管理スキーム図



入場料限度額改定表

料金区分		現行	改正後
個人	一般	830 円	1,200 円
	高校生	630 円	910 円
	中小学生	310 円	450 円
団体	一般	670 円	960 円
	高校生	490 円	730 円
	中小学生	250 円	360 円
年間 (一般)	一般	1,660 円	2,400 円
	高校生	1,260 円	1,820 円
	中小学生	620 円	900 円
年間 (県民向け)	一般	新設	1,800 円
	高校生	新設	1,360 円
	中小学生	新設	670 円

※条例で規定する額は上限額であり、実際の利用料金は、入場料収入等で維持管理経費を賄うことができる額となる。

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 21 号議案 沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

【議案提出の理由】

流域下水道事業について各処理区における計画上の 1 日当たりの最大処理能力の値を見直す必要がある。

【議案の概要】

- 1 下水道事業の実施に当たっては、効率的な汚水処理施設整備を行うための適切な整備手法を定めた都道府県構想である沖縄汚水再生ちゅら水プラン（以下「ちゅら水プラン」という。）及びちゅら水プランを踏まえて将来の下水道施設の配置、汚水の処理能力等を定める下水道全体計画を策定している。
- 2 ちゅら水プラン及び下水道全体計画は、人口推計や開発計画等の社会情勢の変化を踏まえて約 5 年ごとに見直すこととしており、令和 5 年 3 月にちゅら水プランを見直したことに伴い、令和 6 年 8 月に中城湾流域下水道全体計画及び中城湾南部流域下水道全体計画を、同年 9 月に中部流域下水道全体計画を変更した。
- 3 2 に伴い、各処理区における計画上の 1 日当たりの最大処理能力の値を見直す必要がある。
- 4 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

各処理区における 1 日当たりの最大処理能力の値を改める。

名称	処理区	流域関連公共下水道の 処理区域の存する市町村	改正前	改正後
			1 日最大処理能力 (m^3)	1 日最大処理能力 (m^3)
中部流域下水道	那覇処理区	那覇市 浦添市 豊見 城市 南風原町	211,000	203,000
	伊佐浜処理区	宜野湾市 浦添市 沖 縄市 読谷村 嘉手納 町 北谷町 北中城村	168,000	154,000
中城湾流域下水道	具志川処理区	沖縄市 うるま市 北 中城村	64,000	67,200
中城湾南部流域下水 道	西原処理区	南城市 中城村 西原 町 与那原町	41,600	47,200

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 22 号議案 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

一級建築士事務所、二級建築士事務所及び木造建築士事務所の登録に係る手数料の額の適正化を図る等の必要がある。

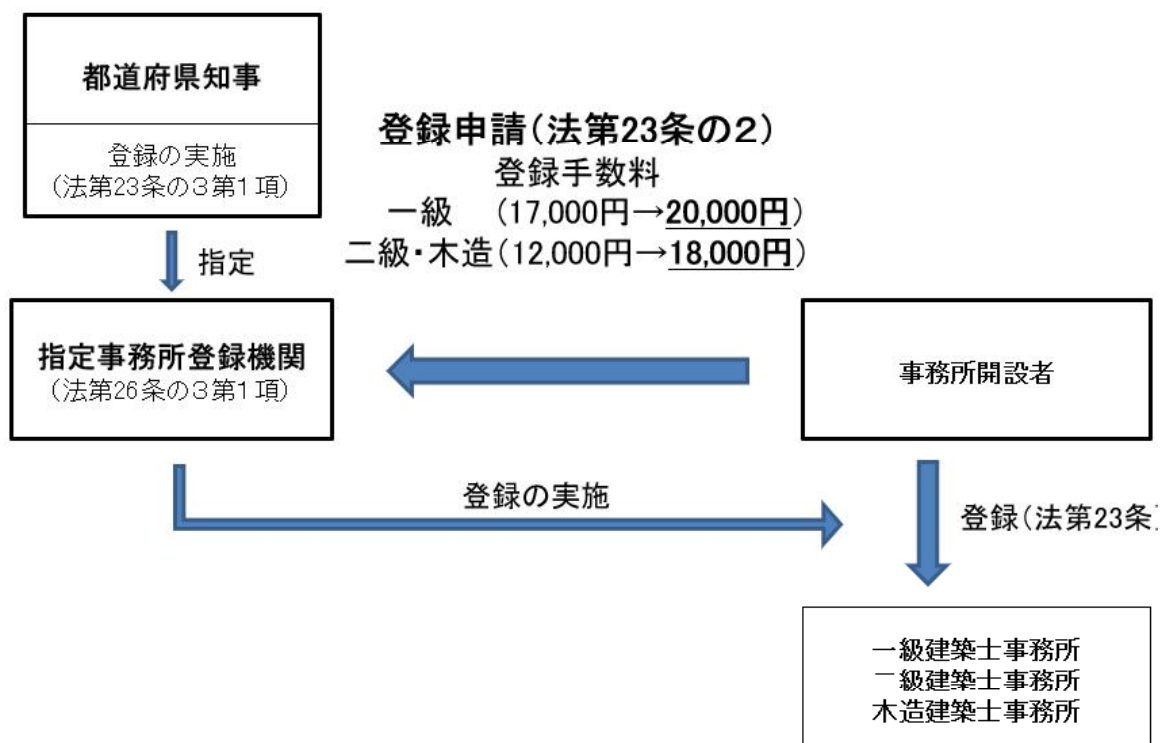
【議案の概要】

- 1 一級建築士事務所登録手数料及び二級建築士事務所又は木造建築士事務所登録手数料の額を改める。
- 2 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

【説明】

- 1 建築士法において建築士事務所の登録に係る事務は、都道府県（指定事務所登録機関）で実施。その申請事務に関する手数料を条例で定めている。
- 2 令和 6 年 9 月 4 日付け 国土交通省住宅局建築指導課長通知「建築士事務所登録手数料について（技術的助言）」が発出され、条例で手数料を定める際に参考とすることができるものとして、事務所登録事務に要する経費等が示された。
- 3 登録の実施に関する実態を勘案し、建築士事務所登録手数料の額を改正する。

一級・二級及び木造建築士事務所の登録について



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 23 号議案 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する
条例

【議案提出の理由】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、宅地建物取引業の免許に係る申請について電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の手数料の額を定める等の必要がある。

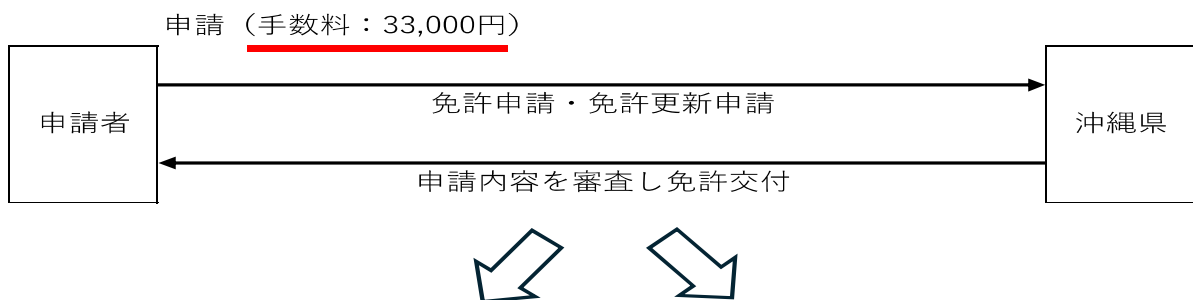
【議案の概要】

- 1 宅地建物取引業免許申請及び免許更新申請をオンラインで行う場合の手数料の額を別途定める。
- 2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

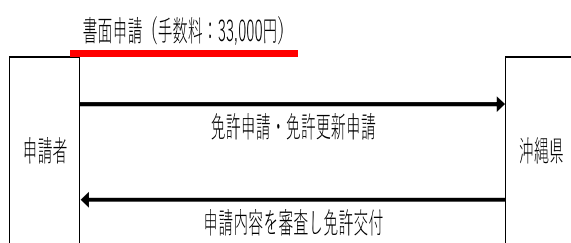
【説明】

- 1 本県では、宅地建物取引業法第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく宅地建物取引業免許申請及び免許更新申請に係る申請手数料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき、条例第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項に規定している。
- 2 国においては、申請者の利便性向上や行政事務の効率化を図ることを目的に各種行政手続のオンライン化を推進しており、今回の政令改正はオンライン化による行政事務の効率化を反映したものである。

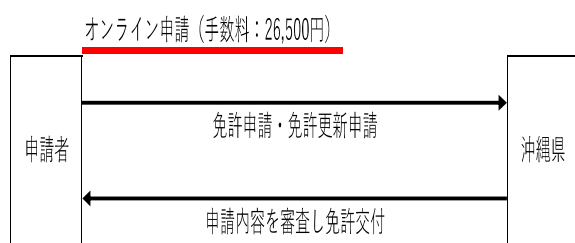
現行



令和 7 年 4 月 1 日以降



令和 7 年 4 月 1 日以降



提出議案の概要

【企業局】

【議案名】

乙第 24 号議案 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

国及び他の都道府県の状況を考慮し、企業職員の配偶者に係る扶養手当を廃止する等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止する。
- 2 配偶者の範囲について、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を加える。
- 3 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員等に係る規定を整備する。
- 4 管理職員特別勤務手当について、支給対象時間を拡大する。
- 5 定年前再任用短時間勤務職員に対して、住居手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 6 その他所要の改正を行う。
- 7 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。
- 9 規程への委任について定める。

【説明】

扶養手当の見直し

- 配偶者に係る手当を廃止。子に係る手当を13,000円に引上げ
 - ✓ 配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応
 - ✓ 子を有する職員に対する生計費の補填を充実
- 2年間で段階的に実施

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	企業職給与表 7級以下	6,500円	3,000円	廃止
	企業職給与表 8級	3,500円	廃止	
子(1人当たり)		10,000円	11,500円	13,000円

※上記以外の扶養親族に係る扶養手当は変更なし

管理職員特別勤務手当の支給対象拡大

- 平日深夜に係る支給対象時間帯と支給対象職員を拡大
 - ✓ 勤務実態に応じた適切な処遇を確保

支給対象	現行	見直し後
時間帯	午前0時～午前5時	午後10時～午前5時
職員	管理職手当の支給を受けている職員	同左

再任用された職員への手当支給の拡大

- 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に異動の円滑化に資する手当を新たに支給
 - ✓ 住居手当
 - ✓ 特勤勤務手当(準ずる手当含む)
- 各手当の支給額は一般の職員と同様

提出議案の概要

【企業局】

【議案名】

乙第 25 号議案 沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例及び沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

水道法施行令が改正されたことを踏まえ、水道の布設工事に係る技術上の監督業務を行う者の資格及び水道技術管理者の資格を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を次のように改正する。
 - ア 技術上の監督業務を行う者の資格の要件を改める。
 - イ 水道技術管理者の資格の要件を改める。
- 2 沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を次のように改正する。
 - ア 水道技術管理者の資格の要件を改める。
- 3 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

【説明】

技術上の監督業務を行う者の資格要件

分類			技術上の実務経験※
大学卒業 (短期大学を除く) () 内は、大学院にて 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した場合	土木工学科又はこれに相当する課程	衛生工学又は水道工学を履修	2 年以上 (1 年以上)
		上記以外を履修	3 年以上 (2 年以上)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学科又はこれに相当する課程	機械工学科・電気工学科又はこれに相当する課程	4 年以上 (3 年以上)
			5 年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学科又はこれに相当する課程	機械工学科・電気工学科又はこれに相当する課程	6 年以上
			7 年以上
水道の工事に関する技術上の実務経験のみ			8 年以上
			10 年以上

※技術上の実務経験年数のうち少なくとも半分は水道に関する実務経験を有すること。残りの実務経験年数に、工業用水道、下水道、道路、河川の実務経験も算入可能。

水道技術管理者の資格要件

分類		技術上の実務経験
技術上の監督業務を行う者の資格を有するもの		不要
大学卒業 (短期大学を除く)	土木工学	3 年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	4 年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	5 年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学	5 年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	6 年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	7 年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学	7 年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	8 年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	9 年以上
水道に関する技術上の実務経験のみ		10 年以上

* 1 万m³/日以下の専用水道の場合は必要年数は半分

提出議案の概要

【病院事業局】

【議案名】

乙第 26 号議案 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

国及び他の都道府県の状況を考慮し、配偶者に係る扶養手当を廃止する等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 特定任期付職員業績手当を廃止する。（第 2 条及び第 21 条関係）
- 2 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止する。（第 7 条関係）
- 3 配偶者の範囲について、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を加える。（第 9 条関係）
- 4 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員に係る規定を整備する。（第 11 条関係）
- 5 管理職員特別勤務手当について、支給対象時間を拡大する。（第 18 条関係）
- 6 定年前再任用短時間勤務職員に対して地域手当、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を、特定任期付職員に対して勤勉手当を支給する。（第 28 条関係）
- 7 その他所要の改正を行う。（第 18 条及び第 28 条関係）
- 8 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。（附則第 1 項）
- 9 この条例の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第 2 項から第 5 項まで）
- 10 規定への委任について定める。（附則第 6 項）

【説明】

- 1 給与制度のアップデートを踏まえた改正
 - (1) 扶養手当：配偶者に係る手当を廃止し子に係る手当を 13,000 円に引上げ（子 1 人当たり 10,000 円、令和 8 年度にかけて段階的に 13,000 円に引上げ）
 - (2) 管理職員特別勤務手当：平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大（午前 0 時～午前 5 時→午後 10 時～午前 5 時）
 - (3) 定年前再任用短時間職員の諸手当：支給する手当の拡大（地域手当（医師及び歯科医師に特例的に支給されるもの）、住居手当、特地勤務手当（準ずる手当含む）の対象とする。）
 - (4) 特定任期付職員のボーナス制度：特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を新たに支給
- 2 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日

提出議案の概要

【教育委員会】

【議案名】

乙第 27 号議案 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の証明手数料の額の適正化を図る必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄県立高等学校の証明手数料の額を改める。
- 2 沖縄県立中学校の証明手数料の額を改める。
- 3 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

【説明】

- 1 条例別表第 1 及び別表第 2 で定める県立高等学校及び県立中学校証明手数料は、校長が在学中の生徒以外の者に、卒業又は修了に関する証明書、学校成績証明書等（以下「証明書」という。）を発行する際に徴収する手数料である。
- 2 現在、証明書 1 通につき 200 円と定めているが、発行に係る経費を再算定したところ、コスト回収率（経費に対する手数料の割合）が 54.1%であった。
- 3 以上のことから、当該証明手数料について、額の適正化を図る必要がある。

手数料の種類	単位	現行の金額	改定後の金額
県立高等学校証明手数料	1 通につき	200 円	300 円
県立中学校証明手数料	1 通につき	200 円	300 円

※九州各県における証明手数料の額は概ね 400 円であり、いずれも沖縄県の額を上回っている。（佐賀県：350 円、佐賀県以外の県：400 円）

提出議案の概要

【教育委員会】

【議案名】

乙第 28 号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改める。
- 2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年度教職員定数等

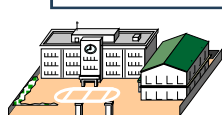
(単位:人)

区 分	R7 定数	R6 定数	増 減	増減の主な理由
1 県立高等学校	3,988	3,995	▲7	収容定員の減によるもの
2 県立特別支援学校	1,875	1,872	3	学級数の増による定数増
3 県立中学校	63	56	7	桜中学校学年増及び加配増
4 市町村立小・中学校	11,120	11,008	112	標準学級の増によるもの
合 計	17,046	16,931	115	

【説明】

教職員定数算定の基礎

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令」
「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」
「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令」



児童・生徒の数
学級数等で算定

条例定数

標準法定数

本則定数

主に生徒の収容定員や
学科等による標準法で
算出される定数

対象：校長、副校長、
教頭、主幹教諭、
教諭、養護教諭、
栄養教諭、実習助手、
事務職員

加配定数

政令定数(センター研修、
大学院派遣、初任研加
配、生徒支援加配等)によ
って措置される教職員数

対象：教諭、養護教諭等

県単定数

県単独で配置している教職員
数



対象：教諭、用務員、
学校図書館司書、調理員、
農業技術補佐員、
専攻科教諭、
専攻科実習助手、
実習船員